

一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日～ 令和13年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間中の男性の育児休業取得率を85%以上とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和8年 6月～ 社員への周知、取得促進のための取組の開始

目標2：家族のための休暇取得の推進。家族の学校行事参加や入院時などの看護休暇等、家族のための休日取得を推奨する。

<対策>

- 令和8年 4月～ 現状を把握
- 令和8年 4月～ 社員への周知を行う